

東久留米市地域資源 PR マスコットキャラクター「湧水の妖精 るるめちゃん」  
着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東久留米市地域資源 PR マスコットキャラクター「湧水の妖精 るるめちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出)

第2条 産業政策課長は、業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸し出すことができる。

2 前項の貸出期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内とする。

3 第1項の貸出回数は、1団体1月につき1回までとする。ただし、産業政策課長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出の申請)

第3条 着ぐるみの借受けを希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、着ぐるみ貸出承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、産業政策課長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、借受けしようとする日の前3月から借受日前7日までの期間に提出しなければならない。ただし、産業政策課長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出の承認等)

第4条 産業政策課長は、前条の申請書の提出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承認する。

(1) 東久留米市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) 営利目的の活動のみに使用するとき（ただし、東久留米市地域資源PRマスコットキャラクター「湧水の妖精 るるめちゃん」イラスト使用承認書を交付された場合を除く。）。

(6) その他、産業政策課長が着ぐるみの貸出しについて不相当と認めるとき。

2 前項の承認は、着ぐるみ貸出承認書（様式第2号）をもって行い、不承認は、着ぐるみ貸出不承認書（様式第3号）をもって行う。

3 産業政策課長は、前項の着ぐるみ貸出承認書をすでに交付した場合でもやむを得ない事情があると認めた場合は、着ぐるみ貸出承認取消通知書（様式第4号）により、貸出承認を取り消すことができる。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は当面の間無料とする。

(遵守事項)

第6条 着ぐるみを借り受ける者(以下「借受者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみ貸出報告書(様式第5号)を提出すること。
- (4) その他、産業政策課長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消)

第7条 借受者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この要領に違反したときは、着ぐるみ貸出承認取消通知書(様式第4号)によりその承認を取り消すとともに、以後の貸出しは承認しない。

2 産業政策課長は、第4条第3項による承認取消を受けた申請者並びに前項の承認取消を受けた借受者が、いかなる損害を受けることがあっても、その補償の責を負わない。

(現状回復)

第8条 借受者が着ぐるみを汚損した場合は、当該借受者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、現状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、産業政策課長が、着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、借受者はこれに従わなければならない。

(市の免責)

第9条 着ぐるみ貸出しにより、借受者が被った被害及び借受者によりなされた第三者への損害に対しては、市は一切その責を負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに係る必要な事項は産業政策課長が別に定める。